

工事番号	8－水12		
1 工 事 名		令和8年度 興戸地内排水路整備工事に伴う配水管支障移設工事	
2 工 事 場 所		京田辺市興戸地内	
3 工 期		契約日の翌日から令和8年10月30日まで	
週休2日制工事		対象（発注者指定型） 当初予定価格には完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているため、入札時においては留意すること。	
4 質問受付及び回答		(1) 質問の提出方法 入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Wordデータで提出すること。なお、電子メールで提出した際は、入札担当課へ受領確認の電話連絡をすること。 (2) 質問受付締切り 令和8年7月30日（木）正午 (3) 回答日 令和8年8月3日（月）午後1時以降 入札情報公開システムに掲載する。	
5 支払条件	前 払 金	有	請求があった場合、請負代金額の4割を超えない範囲で支払う。
	中間前払金	有	請求があった場合、「京田辺市公共工事の中間前金払に関する事務取扱要領」に従い、請負代金額の2割を超えない範囲で支払う。
	部 分 払	有	次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数とする。 (ア) 2,000万円以上6,000万円未満 1回 (イ) 6,000万円以上1億円未満 2回以内 (ウ) 1億円以上 3回以内
	精 算 払	工事完成時に行う。	
6 入札の日時		(1) 入札期間 令和8年8月5日（水）午前9時～午後6時 令和8年8月6日（木）午前9時～午後 <u>5時</u> (2) 予定価格の公表 事前公表 (3) 開札日 令和8年8月7日（金） 開札予定時間については、入札情報公開システムにおいて公表する。	

7 入 札 方 法	1 入札金額は、千円止めとする。表示方法は、「××, 000円」とするが、間違って円まで記入した入札書は有効とする。ただし、この場合、千円未満は切り捨てるものとする。
8 工事費内訳書	1 入札者は、入札に際し入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより必ず提出しなければならない。 2 内訳書の合計金額は、入札書記載金額（いずれも消費税抜き）と一致させること。 3 入札時において有効な工事費内訳書を提出できない者の行った入札は、「11 無効及び失格」の「(7) その他、入札条件に違反した者」に該当するものとして、無効とする。 4 工事費内訳書の詳細については、「入札参加に当たっての留意事項（建設工事）」を参照すること。 5 工事設計書、特記仕様書他については、京都府共同利用入札情報公開システムにおいて公開するので、公開期間内にダウンロードすること。
9 入札保証金	免 除
10 落札者の決定	1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から取引に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた金額を入札書に記載し、税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の金額により入札した者を落札者とする。 2 入札金額が同額であるときは、抽選により落札者を決定する。
11 無効及び失格	次の各号の一に該当する者のした入札は無効又は失格とする。 (1) 入札に参加する資格のない者 (2) 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者 (3) 入札に関し連合等の不正行為をした者 (4) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者 (5) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者 (6) 税抜予定価格を超える金額又は税抜最低制限価格未満の金額で入札した者（税抜予定価格、税抜最低制限価格はいずれも消費税等相当額を控除したもの。以下同じ。） (7) その他、入札条件に違反した者

12 入札の辞退	1 指名を受けた者は、入札時までにおいては、いつでも入札を辞退することができる。 2 入札に当たって、必要となる技術者等が配置できなくなった場合は、辞退届を提出し、入札を辞退してください。 3 入札に当たって、健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の全てに加入（法令の規定により適用を除外されている者を除く）していない場合、辞退届を提出し、入札を辞退してください。 4 指名を受けた者が入札を辞退するとき、入札前にあっては、その旨の申請又は書面を契約担当者等に提出すること。 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加及び指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
13 契 約 書	落札者は、落札決定の日から5日以内に契約書を作成しなければならない。（ただし、土・日・祝祭日を除く）
14 違 約 金	落札者が契約を締結しないときは、次に掲げるところによる。 （1）入札保証金を納付しているときは、地方自治法第234条第4項の規定により京田辺市上下水道部に帰属する。 （2）入札保証金が免除されているときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
○ 注 意 事 項	
工 事 関 係	1 工事施工に当たっては、建設業法並びに関係法令を遵守すること。 2 主任技術者等については、十分な経験と技術を有する者を配置し、良質な成果物を適切な工程管理により完成すること。 3 自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある「舗装工事」に係る主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に配置すること。この場合、「恒常的な雇用関係」とは、この確認申請書の提出日以前に3か月以上雇用関係があることをいう。なお、技術者配置に係る専任・非専任は建設業法の定めによること。
契約の保証	（1）請負者は、契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を京田辺市上下水道部に寄託しなければならない。なお、契約代金額が500万円未満となる場合は、契約保証金の納付を免除する。 ① 契約保証金の納付 ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 ③ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは京田辺市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 ④ 契約に係る債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 ⑤ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

	(2) 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
--	--

※税抜予定価格

税抜予定価格	39,990 千円	税抜最低落札価格	あり
--------	-----------	----------	----